

第5次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務  
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、第5次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務(以下「本業務」という。)の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

### 1. 本業務の目的

本業務は、令和8年度に計画期間の最終年度を迎える「第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の見直しを行い、「第5次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を一体で策定することを目的とする。

### 2. 本業務の概要

- (1) 業務名 第5次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 別添の仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月23日まで
- (4) 業務の実施場所 田原本町役場ほか
- (5) 契約上限額

契約上限額は、7,161,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

ただし、この金額は、契約(予定)金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る見積書を提出する際は、この契約上限額を超えてはならないものとする。

### 3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団関係事業者(法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。)でないこと。
- (4) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税(法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税)、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税(介護保険料及

- び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。)を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領(平成25年8月田原本町告示第43号)第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例(平成11年12月田原本町条例第25号)第4条第1項に該当する者でないこと。
- (8) 平成31年度～令和7年度に市区町村から、障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画の策定の受託実績を1件以上有すること。(上記計画の基礎調査のみの実績は除く。)
- (9) 平成31年度～令和7年度に市区町村の障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画に係る1件以上の業務経験を有する責任者又は担当者を配置すること。(上記計画の基礎調査のみの業務経験は除く。)

#### 4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

参加申込の受付	令和8年5月12日(火)
質疑の受付開始	令和8年5月12日(火)
質疑の受付締切	令和8年5月22日(金)午後3時まで
質疑の回答	令和8年5月26日(火)
参加申込の受付締切	令和8年6月1日(月)午後4時30分まで
第1次審査(書類審査)	令和8年6月上旬(予定)
第1次審査結果通知	令和8年6月上旬(予定)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月中旬(予定)
第2次審査結果通知	令和8年6月中旬(予定)
契約締結	令和8年6月中旬(予定)

※なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

#### 5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年5月12日(火)から令和8年6月1日(月)まで  
ただし、土日祝日を除く。

(2) 提出時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 提出場所

田原本町役場 住民福祉部 健康福祉課

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)  
ただし、持参の場合は土日祝日等閉庁日を除く。

※事前に電話で日時を連絡の上ご持参ください。

※提出書類一式に不備・不足のある場合は、受け付けできません。

(5) 提出書類

① 参加申請書（様式第1号）

② 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きも可とし、図等はA3判を折り込むことも可とする。

③ 会社概要（様式第2号）

④ 業務実績調書（様式第3号）※契約書等例示

⑤ 業務実施体制調書（様式第4号）

⑥ 見積書

見積書の内訳を可能な限り詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税の額を含む額を記載するものとする。

⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑧ 直近1年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書等）

⑨ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（国税：様式その3の3）

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑩ 主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑪ 誓約書（様式第5号）

⑫ 別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、別紙に定める確認書類等

(6) 提出部数

正本1部、副本1部及び副本をスキャンしたPDFデータ一式を記録したCD-R等の電子記録媒体（USB不可）1枚

副本及びデータについては、全ての書類において参加業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等）を黒塗りその他の方法により削除して提出すること。削除が不十分な場合は、その補正を指示し、又は本町が当該箇所を削除するものとする。また、副本については、本町において複写する場合があるため、ホチキスやインデックス等を使用せず、製本しないこと。

※提出書類⑦～⑩については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

## 6. 質疑の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第6号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

(1) 受付期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月22日（金）午後3時まで

ただし、土日祝日等閉庁日を除く。(受付期間内必着)

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで(受付期間内必着)

ただし、最終日の5月22日(金)は午後3時まで

(3) 提出方法

下記12. 問合せ先に電子メールにて質疑書を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

(4) 回答方法

質疑があった場合は、令和8年5月26日(火)に本町ホームページにて回答する。

(5) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しません。また、受付期間に遅れたものは回答しません。

## 7. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、第5次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査(書類審査)

審査委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点(50点満点)の合計が高い順に3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申請書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することができ、この場合第2次審査の日程を早めるときがある。

② 第2次審査(プレゼンテーション)

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点(102点満点)を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。

また、受託候補者及び次点者については、選定後に本町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（得点60点）に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

第2次審査においては、別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、2点を加点する（複数の該当項目に該当する場合でも、加点は2点とする。）。

第1次審査（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①計画策定業務の実績	本業務と同様の計画策定業務の実施実績があるか。	10
②実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制が整っているか。	10
③財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。	5
④事業実施計画	事業実施計画が具体的かつ効果的な提案となっており、かつ、実現可能性があるか。	15
⑤見積額	見積額が契約上限額以下であり、かつ、提案内容に見合う金額となっているか。	10

第2次審査（102点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①計画策定業務の実績	本業務と同様の計画策定業務の実施実績があるか。	10
②実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制が整っているか。	10
③財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。	10
④業務に対する姿勢	本業務を深く理解し、本町の実状を十分に把握・分析した提案内容であるか。	10
⑤業務に向けた分析等に関する提案	本業務に関連する計画やアンケート（ニーズ）調査等の結果を分析し、各計画に的確に反映させられる内容となっているか。	15

⑥業務管理に対する提案	本業務の進捗管理や実現可能なスケジュールが提案されているか。	10
⑦独自性のある提案	アンケート（ニーズ）調査等本業務の遂行に関し本町の現状や課題、また仕様書の内容を十分に理解した独自の提案がなされており、かつ、提案内容が効果的で実現可能性があるか。	20
⑧見積額	見積額が契約上限額以下であり、かつ、提案内容に見合う金額となっているか。	15
⑨社会的な価値（加点事由）	別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当しているか。	2

## 8. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

### (1) 実施日時

令和8年6月中旬頃を予定

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

### (2) 実施場所

田原本町役場（奈良県磯城郡田原本町890-1）

### (3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、責任者など本業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

### (4) 実施時間

プレゼンテーション準備 10分以内

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

### (5) その他

① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。

② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。

- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

## 9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

## 10. 契約に関する事項

受託候補者と本町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議することができるものとする。

### 11. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、本町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、本町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第7号）を提出すること。

### 12. 問合せ先

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町 住民福祉部 健康福祉課 障害福祉係

T e l : 0 7 4 4 - 3 4 - 2 0 9 0

F a x : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 7 7

E-Mail : [fukushi@town.tawaramoto.nara.jp](mailto:fukushi@town.tawaramoto.nara.jp)